

立川都市計画高度地区の変更（案）（立川市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最高〕	第1種 高度地区	約 989.8 (989.8) [14 m ²]	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	第2種 高度地区	約 818.4 (818.4) [-14 m ²]	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	第3種 高度地区	約 35.4 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	合 計	約 1,843.6 (1,843.6) ha	
〔限度〕	1 制限の緩和 この規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。 (1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合には、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす (2) 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1を減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす		
	2 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、次の各号に定めるところによる。 (1) 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第86条第1項及び第3項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす当該一団地については、当該一団地を当該一又は二以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす。 (2) 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項及び第4項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に現に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす当該一定の一団の土地の区域については、当該一定の一団の土地の区域をこれら建築物の一の敷地とみなす。		
	3 既存不適格建築物等に対する適用の除外		

〔最高〕	この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。	
	4 許可による特例 次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定は適用しない。この場合において、特定行政庁は、第2号又は第3号に該当するものについて許可するときは、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。 (1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの (3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物	

「種類、位置、及び区域は、計画図表示のとおり」

理由： 用途地域の変更に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

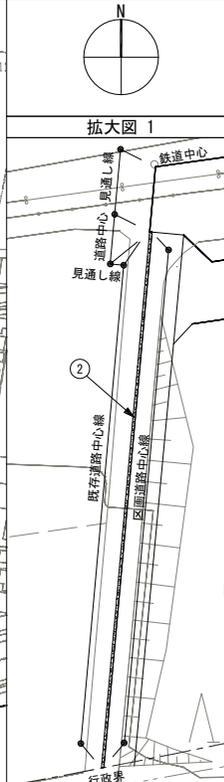
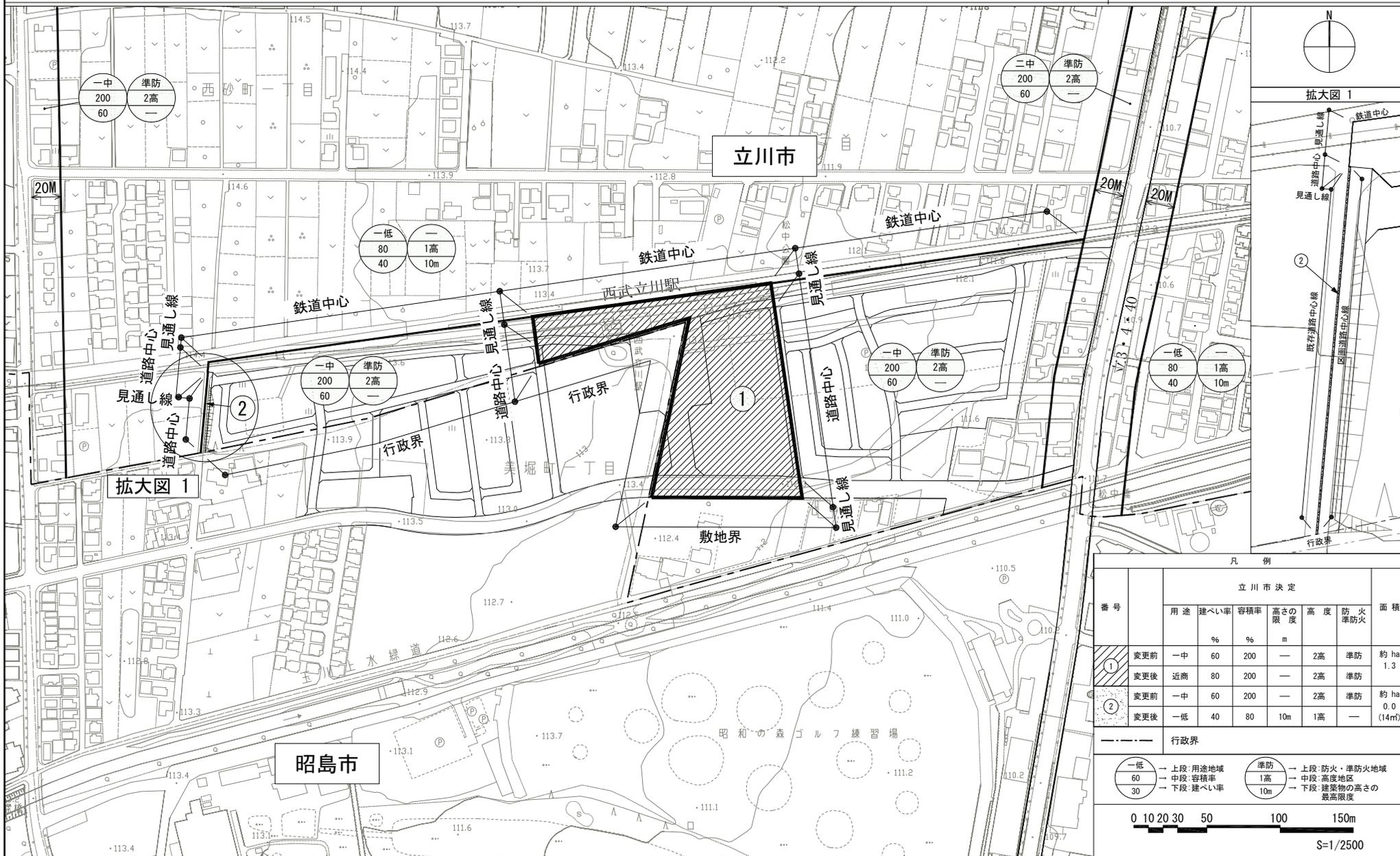
変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
立川市西砂町一丁目地内	第2種 高度地区	第1種 高度地区	約 ha 0.0	

立川都市計画用途地域
立川都市計画高度地区
立川都市計画防火地域及び準防火地域

計画図
計画図
計画図

[立川市決定]
[立川市決定]
[立川市決定]



凡例

番号	立川市決定						面積	
	用途	建ぺい率	容積率	高さの限度	高度	防火準防火		
①	変更前	一中	60	200	—	2高	準防火	約 ha 1.3
	変更後	近高	80	200	—	2高	準防火	
②	変更前	一中	60	200	—	2高	準防火	約 ha 0.0 (14m)
	変更後	一低	40	80	10m	1高	—	

行政界

一低 60	→ 上段:用途地域	準防 1高	→ 上段:防火・準防火地域
30	→ 中段:容積率	1高	→ 中段:高度地区
	→ 下段:建ぺい率	10m	→ 下段:建築物の高さの最高限度

0 10 20 30 50 100 150m
S=1/2500

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 23都市基交第248号、平成23年8月26日。

この背景の地形図は、東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許諾番号) MMT利用許諾006号-5、平成23年8月26日。

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 23都市基街測第65号、平成23年9月2日。